

令和4年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年10月20日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまから令和 4 年度第 5 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

今回の議事は 5 件でございます。事前にお送りいたしました資料 1 3 から資料 1 7 のとおりとなります。また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」につきましても送付させていただいております。各案件の説明時にそれぞれ使用する資料をご確認いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会 長】それでは、議題に入りますけれども、説明される方は、資料を読み上げるだけでなく、資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず、資料 1 3 「特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務委託に係るデータ授受に伴う L G W A N - A S P サービス認定事業者との外部結合等について」であります。

それでは、説明に入ります。資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】健康づくり課長でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

では、まず資料の確認をさせていただきます。資料としましては、資料 1 3 は 1 ページから 1 2 ページまで、ホチキスどめの資料が 1 つございます。そして、その次が 1 3 - 1、そして 1 3 - 2、いずれも A 4 判のカラー 1 枚ものの横版がついております。続きまして、1 3 - 3、そして 1 3 - 4 ということで、こちらはいずれも A 4 縦版の白黒ものが 1 枚ずつついている形になってございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速説明を始めさせていただきます。まずは資料 1 3 を 1 枚おめくりいただきまして、2 ページをご覧いただければと思います。一番上の事業名につきましては、「特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務委託」ということとなります。

続きまして、事業内容のところをご説明いたします。項番の 1 番の「概要」です。区では、特定健康診査の受診率向上のため、対象者への受診勧奨を業務委託により行っております。がん検診未受診者への受診勧奨につきましては令和元年度から開始をしているところでございま

す。括弧の中に記載のとおり、業務委託につきましては過去の当審議会におきまして諮問や報告をさせていただいた上で、その都度ご了承をいただいているものになります。

今回、この当審議会にご報告申し上げるポイントとなるところが、次のところの部分で、読み上げさせていただきます。「現在、委託事業者との間で特定健康診査及びがん検診受診勧奨の対象者データを受渡しする際は、対象者データが記録されたCD-Rを鍵付きケースで手渡しにより行っていたが、より迅速かつ安全性の高いLGWAN回線による授受が可能となったため、LGWAN回線による対象者データを受渡しをすることで、より適切な個人情報の安全管理を図るものとする」と記載ございますが、この部分が今回のポイントとなる部分となります。

前回こちらでご報告申し上げた令和3年度第5回の本審議会におきましてご了承いただきました業務委託の部分から、内容については全く変わってございません。データの受渡しの手段が1つ追加になったというところがポイントでございます。

今年度選定した事業者、成績が良好であれば最大3年間契約できるという事業者を選定したところなのですけれども、その事業者がLGWAN-ASPサービス認定事業者ということになりましたので、データの授受の方法にLGWANを追加するものでございます。

資料13の2ページ中段、「委託（再委託）の内容」ですとか、項番の3番「対象者数」、こちらについては従前の委託と変更はございません。

続きまして、資料13の3ページをご覧くださいと思います。こちらが外部結合について記載をしているところでございます。項目の上から4つ目「結合の相手方」ということで、今年度選定した事業者、株式会社キャンサーズキャンということで明示してございます。こちらの※印にございますように、同事業者はプライバシーマーク認証取得及びLGWAN-ASP接続サービス資格審査認証取得事業者ということになってございます。

次の「結合する理由」としましては、対象者データの送受信に当たり、より迅速かつ安全性の高いLGWAN回線により授受を行うため、LGWAN-ASPサービス提供事業者の株式会社キャンサーズキャンと外部結合をする必要があるためと記載をさせていただいております。

次の結合の形態としましては、地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワークLGWANを利用し、区のイントラネットパソコンとLGWAN-ASPサービス提供事業者で接続を行うものでございます。

次の結合の開始時期と期間につきましては、本年、令和4年11月1日から外部結合を行う予定でございます。先ほども若干ご説明申し上げましたが、当該事業者とは委託の実績内容が良好であれば単年度の委託契約を2回更新しまして、最大3年間委託をすることができるとなっております。そうしたことから、委託の期間につきましても次年度以降も同様の外部結合を行うという記載をしております。

資料13の3ページの一番下の項目、情報保護対策でございます。こちらは記載のとおり、運用上の対策とシステム上の対策ということで、それぞれ講じる対策について記載をしているところでございます。

続きまして、資料13の5ページをご覧ください。こちらが業務委託の委託内容の変更の部分でございます。上から3番目のところ、「委託先」として株式会社キャンサーズキャンを選定いたしましたので、こちらに明記をしているところでございます。

その次の「委託に伴い事業者処理させる情報項目」につきましては、資料13-3と13-4で、こちらは従前の取り扱う項目から変更はございません。

また資料13の5ページのところにお戻りいただければと思います。一番下の委託の内容のところでは、こちらの6番のところはLGWAN回線によるデータの送受信を追加した箇所が今回の変更点ということになります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料13の6ページをご覧ください。一番上の「委託の開始時期及び期限」につきましても、先ほどご説明のとおり期間の明示をしているところでございます。

続きまして、資料13-1、カラーの横版の資料をご覧ください。資料13-1が今までの個人情報の流れということになります。真ん中に太い赤点線で囲われた部分が今回の変更箇所になります。従前はこちらの太い赤い点線の中のように、区と委託事業者の間でCD-Rによりまして鍵つきケースで手渡しによるデータの受渡しを行っていたものでございます。こちらの太い赤点線の中の変更後が次の資料13-2になります。資料13-2が変更後ということになります。これまでのCD-Rでのやり取りに代わりまして、LGWAN回線を利用したデータの送受信ということで変更となります。それぞれのセキュリティ対策につきましては黄色い吹き出しの中に記載した対策を講じているという状況でございます。繰り返しになりますが、送受信する手段につきましてはLGWAN回線により変更となりますが、そこで送受信する内容、データ項目については従前と変更はございません。

最後に、再委託についても若干ご説明を申し上げたいと思います。今年度は受診勧奨通知の印刷、発送業務に関して、1社を再委託先として区として承認をしているところでございます。資料13の8ページからの特記事項が今回の委託先である株式会社キャンサーズキャンが遵守する特記事項ということになってございます。さらに進んでいただいて、資料13の10ページからまた特記事項がついています。こちらの特記事項が、再委託先が遵守する特記事項ということになってございます。委託事業者である株式会社キャンサーズキャンからの再委託承認申請を受けまして、再委託先の特記事項を遵守させることを前提としまして、区長決定により再委託を承認していることとなります。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】これは受診の勧奨だけを対象にした事業ですか。未受診者に受診するように勧奨するためだけの目的でこの事業をやるのですか。

【健康づくり課長】大きく申し上げればそうです。

【会 長】そうすると、資料13-3とか受診歴データとか、こういうのは全く関係なくて、受診したかしないかだけのデータを渡せばいいのではないかと思うのですが。

【健康づくり課長】それは前回の審議会でご了承いただいた部分なのですが、過去の受診歴ですとか、そういったものを勘案しまして、勧奨するはがきを使い分けています。5パターンぐらいにセグメント分けをしまして、その方がどういった行動をとるかというところに着目して効果的な受診勧奨をするというのが、前回これはご了承いただいた部分になります。

【会 長】一応分かりました。もう一つは、結合のネットワークですけれども、3ページの「結合の形態」を見ますと、地方公共団体を相互に接続するLGWAN回線と、こうなっています。これは、「地方公共団体を相互」ということは、今回提供する外部結合するデータはほかの地方自治体も相互に利用し、新宿区も利用させるためにLGWAN回線を使うのですか。

【健康づくり課長】この「地方自治体間を相互に」というのはLGWANに対する説明になります。今回のデータをほかの自治体に提供するということではございません。LGWANを使ったアプリケーションを使うことが認められた事業者と接続して、通信の手段としてLGWANを使うということですので、あくまで事業者とのやり取りになります。

【会 長】他の地方公共団体との相互の情報交換はないということですよ。

【健康づくり課長】ないということです。

【会 長】そうすると、LGWAN回線というものを使わないといけない理由は何ですか。

【健康づくり課長】インターネットよりセキュリティが確保されているというところです。

【会 長】私はもうその辺で。

それでは、本件につきましてご質問とご意見をお受けしますが、いかがですか。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。資料13の3ページ、結合の相手方のところ、4段目にありますLGWAN-ASP接続サービス資格審査認証、これがこれまでの委託業者は多分持っていないで、今回の業者は持っているということで、より安全性を高めるためにこのような形をとるということだとは思うのですけれども、この資格審査認定証というのはどういうものなのか、このあたり詳しく教えていただくことはできますでしょうか。

【会 長】説明できますか。

【健康づくり課長】こちらのほうの資格をどのような形で取得するかという細かいところまでは把握しているところではございません。民間事業者でありながらこのLGWANを使うことが認められているということで、セキュリティ対策を当然講じているということが公に認められている部分になります。すみません。ちょっと詳細な部分は分かりかねます。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。では、いわゆる簡単にとれるものではないと。この認証を受けているということはそれだけセキュリティ、安全性についてお墨つきを持っているという捉え方でよろしいのでしょうか。

【健康づくり課長】はい。そのとおりでございます。

【木もと委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。それではあざみ委員。

【あざみ委員】あざみです。私も今木もと委員がお聞きしたところを聞いたかったところなので、そこは分かりました。それで、そもそもこのタイミングで結合を開始するということにしたのは、さっき説明の中でこの事業者がこの認定を取得したからと聞いたような気がするのですけれども、もともとは持っていらっしゃらなくて、今回この業者がこれをとったからこうするということなのですか、それとももともと委託するときには持っていたということなのですか。

【健康づくり課長】失礼しました。説明のときかもしれませんが、もともと持っていた。今回勧奨するに当たってというところで、11月1日からというタイミングで今回ご了承いただくということでございます。

【あざみ委員】この事業者と委託契約をしたというのはいつなのですか。

【健康づくり課長】 契約日は本年の6月15日ということになります。

【あざみ委員】 分かりました。契約をしたのはそうだけれども、これから事業を始めるに当たってこのタイミングで今日話っていると。

【健康づくり課長】 1回目の勸奨につきましては、従前ご了承いただいている方法、CD-Rによる鍵つきの方法によりましてデータの授受をやっていたのですけれども、相手事業者がそういったセキュリティを確保できる事業者ということで認証されているということもございますので、今回ご了承いただくことで11月以降はCD-RではなくてLGWAN回線を使ってということ、よりセキュリティが確保されるということで、今回報告を申し上げているところです。

【あざみ委員】 そうすると、この委託の条件はこれを取得しているということでは本来はなかったのかなと今のお話を聞いていると思ったのですけれども、今後はそうするとこの事業者との契約が終わってもこれを条件として、要するに事業としてはもう手渡しではなくてLGWAN回線を使っていくと、この事業者でなくなった後も、ということとして受け止めてよろしいのですか。それが契約の条件になっていくということでしょうか。

【健康づくり課長】 LGWAN認証事業者であることがこの事業の絶対条件ではないので、仮に次に選定された事業者がそういった認証を取得していない場合は、従前の方法でCD-Rによる鍵つきのデータ授受も可能性としては残っております。今までLGWANのやり取りについて項目自体がなかったのも、そこができないということで今回お諮りをしているという状況になります。

【あざみ委員】 手渡しがいいのかLGWAN使用がいいのかというところで、LGWAN使用のほうが安全性を確保できると事業の内容の中に書いてあるので、要するに業者次第ではないわけですね、通常。行政の仕事というか、事業としては。だから事業者によって左右されることなくより安全な方法をこの事業ではとっていくのだという前提で事業者と契約をすべきだと思うので、次の事業者が持っているか持っていないかによって変わるというのはちょっと違うような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【健康づくり課長】 ご指摘のとおりだと思います。ただ、現時点ではそういったことで、認証を必ずしも絶対条件にはしておりませんので、次の事業者選定の際にはそういったことも加味して検討してまいりたいと考えてございます。

【あざみ委員】 私はそのように思いますので、今後よくご検討ください。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は、外部結合については諮問事項、業務委託については報告事項ということで、皆さん特別意見がなければ、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで承認、了承となります。

【健康づくり課長】ありがとうございました。

【会 長】ご苦労さまです。

次は、資料14「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）」であります。説明される方は、資料を確認した上でご説明ください。

【行政管理課長】行政管理課長でございます。まず、資料の確認をさせていただきます。諮問・報告事項資料14が1点、こちらにつきましてはA4縦版、両面で5枚つづりのものとなっております。続きまして、資料14-1、追加手続の情報項目、こちらA4横の1枚の資料となっております。続きまして、資料14-2、個人情報の流れ、こちらA4のカラー版の1枚の資料となっております。最後に、参考資料14-1、各手続の概要、A4横の1枚の資料でございます。以上が配付資料でございますが、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、資料14に基づきまして、東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等につきましてご説明させていただきます。資料14の2ページをお開きください。事業の内容についてでございます。まず、1の「概要」についてでございますが、新宿区では平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成されます東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします東京共同電子申請・届出サービスを活用いたしまして、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けてございます。なお、そちらにつきましては、平成16年度の本審議会で承認いただきまして、以後手続の追加をその都度本審議会に諮問、報告させていただきまして、承認、了承いただいているところでございます。このたび、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図りたいと考えているところでございます。

続きまして、2の「本審議会への付議内容」でございます。1つ目といたしましては、外部結合でございます。既に外部結合を行っております東京共同電子申請・届出サービスにおきまして、手続の追加を行います。2つ目といたしまして、システム改修の業務委託でございます。こちらの委託する手続の内容としましては資料14-1でご説明いたしますので、資料14-1をご用意いただければと思います。今回追加いたします手続、1つ目が新宿区公民連



携・民間提案フォーラム申込み及びアンケート、2つ目が町会・自治会加入申込み、こちらの  
手続を追加させていただきたいと思っております、取り扱う個人情報の項目、また年間申請  
件数は記載のとおりとなっております。

続きまして、参考資料14-1をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、追  
加手続に関する2つの手続の概要を記載させていただいているところがございます。こちらの  
手続につきましては、電子申請で受付できるようにするといった内容となっております。

それでは、資料14にお戻りいただきまして、3ページをご覧くださいと思います。外  
部結合についてでございます。「登録業務の名称」、「結合される情報項目」につきましては、  
先ほどご説明いたしました資料14-1のとおりとなっております。「結合の相手方」といた  
しましては、東京電子自治体共同運営協議会でございます。

続きまして、「結合する理由」についてでございます。こちら、申請者が窓口に来庁するこ  
となく24時間申請手続が可能となりまして、区民の利便性向上を図ることができるため、こ  
ういったことが理由となっております。

続いて、「結合の形態」ですが、L GWAN回線を利用しまして、東京電子自治体共同運営  
センターのサーバーと区のイントラネット端末で結合するものでございます。

続いて、結合の開始時期につきましては、今年の10月25日以降でございます。

続きまして、情報保護対策の運用上の対策といたしましては、東京電子自治体共同運営協議  
会策定の情報セキュリティポリシー、また区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポ  
リシーを遵守いたします。システム上の対策につきましては、行政専用のL GWAN回線を利用  
いたしまして、特定相手以外との通信は不可とするところがございます。このシステム上の  
対策につきましては、個人情報の流れと併せまして、資料14-2でご説明させていただきます  
ので、こちらをご用意いただければと思います。

まず、流れについてでございますが、①の資料の左側の青い矢印の部分からまずご説明させ  
ていただきます。まず、区民である申請者がパソコンやスマートフォンを使いまして、インタ  
ーネット回線を通じまして専用サイトから申請する形になります。申請いたしましたら、その  
情報が、東京電子自治体共同運営協議会が委託しております運用受託事業者であります富士通  
株式会社のサーバーに入りまして、②の部分ですが、緑色の矢印の部分です。こちらのデー  
タがL GWAN回線を通じまして区のイントラネットパソコンに申請到達メールの通知といった  
形でデータが届く形となっております。その後、薄い青色の部分、②の矢印の下の部分ですけ  
れども、③ですが、区で申請内容を確認いたしまして、受付処理をいたしましたら、続いて④

のところですが、こちらの運用受託事業者のサーバーを通じまして、申請者のパソコンまたはスマートフォンに申請受付完了のメール通知が行くといったところでございます。また、右下の薄い青色の部分、⑤でございますけれども、申請者の申請情報につきましては区がL G W A N回線を通じまして情報をダウンロードしまして、⑥、⑦の部分に移りますけれども、申請者情報を管理するといった流れとなっております。

個人情報の流れは以上となっておりますが、黄色の枠の中に記載しているとおり、個人情報セキュリティ対策はさせていただくところでございます。こちらの情報保護対策の説明については以上となっております。

恐れ入りますが説明資料にお戻りいただきまして、5ページ目をお開きください。業務委託についてでございます。登録業務の名称につきましては資料14-1のとおりとなっております。委託先につきましては富士通株式会社でございます。「委託に伴い事業者処理させる情報項目」につきましては資料14-1のとおりでございます。

続いて、委託の理由といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築しておりますが、このシステムの管理を富士通株式会社が行っていることから、富士通株式会社に委託するといったところでございます。「委託の内容」につきましては、東京共同電子申請・届出サービスの運用管理でございます。委託の開始時期につきましては令和4年10月25日から令和5年3月31日までとなっておりますが、次年度以降も同様の業務委託を行います。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」につきましては、運用上の対策につきましては東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、また区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、契約に当たって特記事項を付すといったところでございます。システム上の対策につきましては先ほど外部結合でお話しした内容と同様となっておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。「受託事業者に行わせる情報保護対策」についてでございます。こちらにつきましても外部結合と同様となっておりますので、説明については割愛させていただきます。

説明につきましては、雑駁ではございましたが以上となっております。よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、本件につきましてご質問、ご意見があったらどうぞ。よろしゅうございますか。

そうしますと、外部結合については諮問事項、業務委託については報告事項ですので、諮問事項については承認、報告事項については了承とすることによりよろしゅうございますでしょうか。

では、本件は承認、了承といたします。

それでは、資料15「学童クラブ及び学童クラブ機能付き放課後子どもひろばにおける入退室管理システムの開発等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭支援課長】それでは、まず資料から確認をさせていただきます。まず、右肩に資料15と書いてございますこちらのA4のホチキスどめの資料でございます、全部で10ページございます。それから、もう1点でございます、資料15-1、A4判の横の資料でカラー刷りのものが1枚でございます。資料は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、説明に入らせていただきます。「学童クラブ及び学童クラブ機能付き放課後子どもひろばにおける入退室管理システムの開発等について」でございます。おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。「事業の概要」でございます。

まず、上から3つ目の「目的」でございますが、全ての学童クラブ及び学童クラブ機能付き放課後子どもひろば、以下ひろばプラスと呼ばさせていただきます、に入退室管理システムを導入しまして、学童クラブやひろばプラスにおける確実な入退室確認を実施し、児童の安全確保を図ることを目的としております。

次に事業内容でございます。1の「概要」のところでございますが、学童クラブやひろばプラスでは、児童のみで入室することに加えまして、児童ごとに入室や退室の時間が異なることから、児童の安全確保の上で入退室確認が重要な業務となっております。近年の就学児童の増加や共働き家庭の増加に伴いまして、区における学童クラブ及びひろばプラスの登録児童は年々増加傾向にございます。事業者は児童の入退室確認に対しまして多くの時間と手間を要するようになってきております。また、保護者の皆様からは児童の所在情報を把握するため、入退室の通知の必要性や欠席及び退室時間等を変更する際の連絡方法について、効率的かつ効果的なツールを求める声が寄せられていたところでございます。こうした状況に対応するため、全ての学童クラブ及びひろばプラスに入退室管理システムを導入いたしまして、児童の入退室情報の管理及び保護者への連絡を実施していきます。併せて、保護者への不審者情報等の提

供、それから欠席や退室時間変更等の連絡業務等についても当システムを活用していきたいと考えております。

次、2番の「システムの機能」でございます。機能は3つございます。1つ目が二次元コード、こちら代表的なものがQRコードと呼ばれているものでございます。これを使用いたしました入退室の確認でございます。2つ目がインターネット経由での出席予定登録、また欠席連絡等でございます。3つ目が緊急時の一斉メールの配信でございます。

導入規模でございますが、まず学童クラブ事業実施場所としましては30か所ございまして、約2,100名を予定しております。それから、ひろばプラスでございますが、事業実施場所としては29か所で、約2,000名の方を予定しております。

個人情報の流れにつきましてはこちらのA4横のカラー刷りのものでご説明させていただきたいと思っております。こちらの資料15-1をご覧ください。まず、左側のほうに茶色の囲みで「保護者・児童」というところがございます。その一番上のところでございますが、保護者の皆様にスマートフォン・パソコンからまずインターネット回線を利用して利用者登録をしていただきます。この登録の内容でございますが、下に囲みで書かせていただいておりますが、児童の氏名、それから児童の学年、それから学童クラブ及びひろばプラスの名称です。それからメールアドレス、それから出欠情報となります。これを委託先が提供する入退室管理システムに登録をしていただきます。それから、また保護者の皆様の②のところですが、出欠情報のご登録をしていただきます。今度、右側のほうに青い囲みで管理者（区）のアカウントとその下に学童クラブ・ひろばプラスのアカウントとさせていただいておりますが、この2つにつきましては③のところでは書かせていただいておりますが出欠情報の閲覧をいたします。また左側に戻るのですけれども、④のところでは児童が入室もしくは退室をいたします。そのときの情報が、右側のほうで区アカウント、それから学童クラブ・ひろばプラスのアカウントのほうで入退室の情報を確認いたします。また、それと同時に保護者の皆様へは、⑥のところで記載させていただいておりますが、児童が入退室した際のご連絡がメッセージで届くような仕組みになってございます。それから、最後、⑦のところでは、緊急時の一斉メールを作成して配信いたしまして、保護者の方にお届けするというような情報の流れになってございます。

恐れ入りますが、資料15の3ページ目にお戻りください。件名でございますが、「学童クラブ・学童クラブ機能付き放課後子どもひろばにおける入退室管理システムの開発について」でございます。上から4つ目のところでございますが、新規開発の理由でございます。より効

率のかつ効果的な入退室確認、利用予定登録、欠席・利用予定変更の受付機能及び一斉メールの配信を行う必要があるため、入退室管理システムを導入するものでございます。

それから、開発の内容でございますが、先ほどご説明したとおり、1の「入退室確認」、それから2の「出席予定登録・欠席連絡等」、3番目の「一斉メール」、この3つの機能の開発でございます。

それから、「開発等を委託する場合における個人情報保護対策」につきましては、こちらに記載させていただいている内容でございます。

おめくりください。4ページ目でございます。続きまして、「システム上の対策」でございますが、こちらにつきましても1番から8番まで記載させていただいている内容でございます。

それから、最後に新規開発の時期でございますが、令和5年1月から2月にシステムの構築をいたしまして、3月にはシステムの試行運用を開始いたします。4月からシステムの本稼働をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、5ページをご確認ください。こちらにつきましては、入退室管理のための外部結合についてでございます。上から4つ目のところでございますが、「結合の相手方」でございます。こちらについては現時点では未定でございますが、今後こちらでご了承いただきました後にプロポーザルにより事業者を決定していきたいと考えております。「結合する理由」につきましては先ほどご説明させていただきました目的と同じ内容でございますので、割愛させていただきます。次に、「結合の形態」でございます。インターネット回線を使用いたしまして、保護者保有の端末、それから事業実施場所の端末及び区のイントラパソコンを事業者の提供するクラウドサービスに接続するものでございます。「結合の開始時期と期間」でございますが、令和5年3月1日から令和5年3月31日まででございますが、次年度以降も同様の外部結合を行う予定しております。情報保護対策につきましても記載させていただいているとおりでございます。

おめくりください。6ページ目でございます。こちらの「システム上の対策」につきましても先ほど同様1から8まで記載させていただいている内容でございますので、ご説明は割愛させていただきます。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらにつきましては業務委託のところでございますが、入退室管理システムの提供及び運用保守業務の委託についてでございます。上から3つ目の「委託先」でございますが、こちら先ほど申しましたように今後プロポーザルで決定い

たしますので、現時点では未定でございます。それから、「委託の理由」でございます。学童クラブ及びひろばプラスにおける入退室管理システムの提供には専門知識及びノウハウが必要のため、委託をさせていただきたいと考えているところでございます。委託内容でございますが、入退室管理システムの提供及び運用保守でございます。あと、残りにつきましては記載させていただいているとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。本件についてのセキュリティアドバイザーの意見でございますが、こちらについては、運用上の対策、システム上の対策は十分にとられているといった意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

【会 長】問題はないということですね。

それでは、本件につきましてご質問かご意見ございましたらどうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】この入退室管理システムというのはQRコードを使うということは分かったのですけれども、そのQRコードというのは紙で配布され、児童が持つ形でしょうか。

【子ども家庭支援課長】学童クラブ及びひろばプラスをご利用している児童の方は、こういった連絡帳をいつもお持ちいただいております。連絡帳の裏面にこういった形でネームシールを貼りまして、このネームシールに二次元コードを印刷したものを貼って、これを毎日お子様が持ってくる文化は既にごございますので、これだと忘れないし、例えばなくしてしまってもすぐまたシールに印刷して対応することができると考えているところでございます。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございました。入退室管理というと、よくタッチしてゲートみたいになってそれで鍵が開いたりとか、そういうシステムもついていると思うのですけれども、そういうことはせずに、あくまでノートを提出して事務の担当の方がそれをスキャンしていくと、そういったことだけで終わりなのですか。QRコードが発行されていると思うのですけれども、そのQRコードはほかの情報には特にアクセスできず、あくまで入退室管理の登録ができるということに限定されるという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども家庭支援課長】おっしゃるとおりでございます。これに関しては入退室の確認をとらせていただくことに利用させていただきまして、そこでゲートがあって入れないようなしつらえは考えてはございません。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。川野委員。

【川野委員】川野でございます。お伺いしたいのは、この保護者のスマートフォン・パソコンからの登録というところが対象になっていると思うのですが、家庭によっては例えば最初母親が登録したとしても、父親にも連絡が来るようにしてほしいとか、またはご家族の祖父母とかだけではなくて、第三者の方にこういった子どもの養育とかサポートしていただいている方とかいらっしゃると思うのですが、今回このメールアドレスの登録に関しては児童1名について1つのメールアドレスの登録とお考えなのか、それとも後から複数のアドレスを登録したりとか、あとは保護者に限らない第三者の方のアドレスを登録したりとかということとは想定されているのでしょうか。

【子ども家庭支援課長】まず、1つのメールアドレスだけのご登録かというご質問でございますが、こちらについては、今おっしゃられましたように例えばご夫婦でご確認なさりたい方もいらっしゃるでしょうし、あとお迎えを頼んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、複数のご登録ができるようなことを想定してございます。

また、もう一点ございました第三者の範囲をどこまでにするか、非常に大きな課題だと思っております。そこにつきましては、個別のケースに沿ってご相談させていただきながら対応をさせていただきたいと考えております。

【川野委員】そうしますと、特に保護者から、家族以外のメールアドレスの申出がない限りは、メールアドレスの登録をしないということですね。

【子ども家庭支援課長】そのとおりです。

【川野委員】大丈夫です。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。それでは、津吹委員。

【津吹委員】すみません、ご確認させていただけると助かります。②で出欠情報を登録して、それで学童に実際にお子さんが行くという形になるようなのですが、過去の保育園の事故、事件、あれは全て同じような形でやっても起きているというのが、セキュリティアドバイザーからも、私もシステム上は問題ないと思っているのですが、運用上も問題ないとセキュリティアドバイザーは書いているのですが、運用上問題があったから事故が起きているのであって、その辺の管理というのが、親の出欠の漏れだとかによって出欠が本当に行われているのかどうかという運用上の面の対策というのはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

【子ども家庭支援課長】今おっしゃられたのは恐らく牧之原であった事故のことをおっしゃられていると思います。おっしゃられるように、システムが幾らきちんとしていても運用面でき

ちんとしていなければあいつた事故が起きるといふ教訓だと思つておりました、現時点でも保護者の方から今日は行くよという形での事前のお知らせをいただいても、お子さんが間違えて帰ってしまうことはゼロではございません。そういった場合には確実に確認をしまして、保護者の方にご連絡をとりまして、お子様が今どこにいるかの確認をするようにしております。

【津吹委員】ありがとうございました。ただ、保護者の方々も今本当に多忙になられていたり、家での在宅勤務であつたり、外に出られないとか見られなかったとかという落ち度がどうしても発生してしまいがちなので、電話での確認までやっていただけるということによろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課長】言葉が足りなくて申し訳ございません。今現在も確認は全て電話で行つております。委員おっしゃられたように皆さんお忙しいので、ご連絡先の電話番号もお一方だけではなく複数名頂戴しているような形になりまして、優先順位を決めていただいて、連絡がつかないと2番目の方という形で連絡つくまでご連絡しているところでございます。

【津吹委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございませんか。

ないようでしたら、本件は、個人情報 の電算処理については諮問事項、それから外部結合についても諮問事項、それから業務委託については報告ということですが、諮問事項2件については承認、報告事項1件については了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は承認、了承といたします。ご苦労さまです。

次が資料16「公的給付支給等に関する個人番号利用事務に係る特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果と庁内連携及び情報連携について」であります。それでは、説明される方は資料をご確認の上、ご説明ください。

【給付金事業担当副参事】給付金事業担当副参事です。まず、資料の確認をさせていただきます。資料16でございます。続きまして資料16-1、次に資料16-2、次に資料16-3、続きまして資料16-4、最後に参考16-1でございます。でございますでしょうか。

それでは、ご説明させていただきます。資料16をご覧ください。資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。このたび、国のほうで電力・ガス・食料品等価格改定による負担増を踏まえまして、特に家庭への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対しまして1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付することとされました。これを受けまして、区においても基準日である令和4年9月30日時点で新宿区に住民登録がある非課税



世帯の世帯主に対しまして、1世帯当たり5万円の給付金を支給する事業を実施いたします。本事業は令和4年度非課税世帯等に対する給付金と同様の制度でございまして、令和4年の第1回の審議会でご承認いただいているものでございます。本給付金は特定公的給付に指定されましたので、番号法における個人番号利用事務になります。これに伴いまして、特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、受給資格判定等の事務処理に必要な情報について庁内連携及び他自治体等との情報連携を行います。

2ページの1番から4番までにつきましては、資料16-1以降の追記事項の資料でご説明をさせていただきたいと思っております。2ページの5番の対象者数につきましては8万3,552人でございます。3ページをご覧くださいまして、6の「その他」でございますが、本給付金は新型コロナウイルスの影響が長期化する中で生活の支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施期間が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定により、国の個人情報保護委員会へ届出書の提出の前に事務を開始するものでございます。

それでは、資料16-1をご覧ください。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が特定公的給付に指定されたことに伴いまして、令和4年9月30日より本給付金に関する事務を個人番号利用事務として追加するものでございます。

続きまして、資料16-2をご覧くださいませうでしょうか。番号法に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務につきまして、特定個人情報保護評価を行うものでございます。

ここで、参考資料16-1をご覧ください。参考資料16-1はしきい値判断について記載している資料になってございます。こちらのしきい値判断でございますが、対象人数は何人かというところから始まりまして、先ほどの人数ですと1万人以上10万人未満ですので右のほうに行っていただきまして、次に特定個人情報ファイルの取扱者数は500人未満でございますので「いいえ」のほうに進んでいただきまして、重大事故の発生でございませんので「いいえ」ということで、今回基礎項目評価が義務づけられているものでございます。

では、資料16-2にお戻りください。特定個人情報保護評価の各項目につきましては資料16に記載のとおりでございまして、こちらの特定個人情報保護評価書は新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条の規定に基づきまして、個人情報保護委員会へ提出いたします。

続きまして、資料16-3をご覧ください。資料16-3は庁内連携情報項目についてでございます。表に記載のとおり、児童福祉法による措置入所児童の情報ですとか、身体障害者福祉法に基づく障害者の情報、それから生活保護関係の情報、地方税関係の情報等につきまして、庁内で情報連携をしております。

続きまして、資料16-4をご覧ください。こちらが情報連携を行う情報項目についてでございます。情報連携と申しますのは、国、自治体及び行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを介して行政手続に関して必要となる情報を取り交わすものでございまして、今回はこちらの表にございますとおり、地方税関係情報と公的給付支給等口座登録簿関係情報の提供を受けるものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【会 長】この件につきましてご質問かご意見があったらどうぞ。松井委員。

【松井委員】資料16の2ページ目の最後に対象者数8万3,000とありますが、この対象者数というのは世帯主の数ということでしょうか。

【給付金事業担当副参事】基本的には世帯主の数になるのですけれども、こちらの事業、先ほど情報連携のところで地方税の情報というところがあったのですけれども、転入してきた方の所得の情報が区にないので、その所得の情報を照会する関係で転入してきた方の数が入っております。

【松井委員】この事業は、資料16の2ページ目の上のほうにあるとおり、世帯全員が非課税の場合に世帯主に支給されるという類いのものだと思うのですけれども、そうすると世帯全員についてマイナンバーにひもづけられた情報を参照するということの理解でありますでしょうか。その対象が8万3,000幾らということなのでしょうか。

【給付金事業担当副参事】令和4年1月1日時点で住民登録がある方というのは区のほうに情報がございますので情報連携する必要はございませんが、庁内連携ということで、地方税の情報は見る必要がございます。その方によってどういう情報連携が必要かというところが変わってくるというところでございます。

【会 長】まず、松井委員にちょっとお尋ねしますが、今の対象者数についてのご質問が続いているのでしょうか。

【松井委員】この8万が世帯主の数なのか、対象となる世帯の全員の数なのかということなのですか。

【会 長】ご説明ください。質問に答えるようにしてください。

【給付金事業担当副参事】この8万3,552人というのが区に税情報のある世帯主の数と、それから税情報のない転入してきた方の数になります。

【会 長】該当者の資格がありますよね、収入の制限が。世帯数と世帯主の数と違うかどうかは本当は私も分かっていないので、世帯数と世帯主と、それから今のは登録されていない方がいますよと、こういう説明ですよ。住民登録が何日かの時点で登録されていないけれども給付の対象者という、それがこの数に入っている。だから、特例の例外の人数がどれくらいいますか言えばいいのではないのですか。もうちょっと分かりやすくご説明してあげてください。

【給付金事業担当副参事】申し訳ございません。4月1日時点で新宿区にいない方というのが、転入してきた方は新宿区に税情報がないので、所得の照会をしてみて非課税だと対象になると初めて分かるのですけれども、その方たちというのがこの8万3,552人の中の2万3,689人ということになります。そうではない5万9,863人の方というのは新宿区に税情報がございまして、庁内連携で税の情報を税の担当のほうから給付金のほうに限定していくと、そういう形になります。

【会 長】よろしいですか。ほかに質問ないですか。よろしいですね。

ほかの方でご質問かご意見ございませんか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件を了承することといたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料17「(仮称)新宿区個人情報保護に関する法律施行条例の制定等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。それでは、まず初めに資料の確認をさせていただきます。初めに、右上に資料17とございます資料でございますが、全部で2枚つづりの合計3ページの資料が1枚目、続きまして資料17-1「法改正の概要及び内容等(趣旨及び適用関係)」がございまして、続きまして、資料17-2「法改正の概要及び内容等(法改正の要点)」でございまして、続きまして、資料17-3、こちらは3ページものでございまして、「法改正の概要及び内容等(現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用との比較)」でございまして、続きまして、資料17-4、こちら1ページものですが、「現行の個人情報保護関連規定」についてでございます。続きまして、資料17-5「新宿情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項及び審議会の役割等について」でございまして、続きまして、資料17-6「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の適切な管理のためのガバナンス体制(現行)」

でございます。続きまして、資料17-7「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の適切な管理のためのガバナンス体制（法施行後）」でございます。続きまして、資料17-8「新宿区情報公開・個人情報保護審議会の体制（案）について」でございます。続きまして、資料17-9「法施行条例で定める必要がある事項」でございます。最後でございますが、資料17-10、こちらA4の縦版になりますが、「（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子（案）」でございます。資料は以上でございますが、皆様、何か不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの資料に沿ってご説明のほうをさせていただきます。件名は、「（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について」でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目をお願いいたします。簡単な概要について書かせていただいておりますので、読ませていただきます。国や地方のデジタル業務改革の推進を目的に、令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されます。本改正に伴いまして、これまで国や国の独立行政法人、地方公共団体、民間事業者と別々になっていた個人情報保護制度の法体系が1つとなり、区においても法が直接適用されることとなります。また、独立行政委員会である個人情報保護委員会が民間事業者に加えまして行政機関における個人情報の取扱いについて一元的に監督監視することとなります。つきましては、区においてもこの法の規定に沿った適切な個人情報保護制度の整備が必要となりまして、令和5年3月31日で現行の新宿区個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める新宿区個人情報保護に関する法律施行条例を制定したいと考えております。また、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等につきまして、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならず、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するとされ、審議会には、サイバーセキュリティ等に関する専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が特に必要である場合に諮問することができるというところが示されております。こうしたことから、法施行後の当審議会の役割や構成、個別の事案のガバナンス体制等につきまして整理させていただいたものでございます。

それでは、順にご説明させていただきます。まず、資料17-1から17-3でございますが、こちらは法改正の概要についてまとめた資料でございます。主に現在の条例の事項から変わる点につきましてまとめておりますので、まずこちらをご説明させていただきます。

まず、資料17-1をよろしく願いたします。まず法改正の趣旨でございます。国のほうで趣旨が2点述べられているところでございます。まず1点目が4行目①でございますが、独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加えまして、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監督監視する体制を確立するといったものでございます。2点目が、活性化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正することを通じて、法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図るといったところが法改正の趣旨として示されております。

続きまして、法の適用関係でございます。こちらの左側につきましてはこれまで、そして穂改正後というのは来年の4月以降といった形で見ただけだと思います。先ほども簡単に触れましたが、これまでは国、民間、そして地方公共団体、それぞれ別個の法体系で個人情報を管理していたところでございますが、法改正後は個人情報保護法で全て均一されると。そして、所管としては個人情報保護委員会のほうが一元的に監督監視するといった体制に移行する形となります。

続きまして、資料17-2及び17-3もご覧いただければと思います。こちらの法改正よりまして、現在の条例と大きく変更する点につきましてまとめておりますので、ご説明いたします。なお、資料17-2の内容につきましては、資料17-3の右側の枠、法改正後、この中に内容として混在しておりますので、恐れ入りますが資料17-3でまとめてご説明をさせていただきます。

まず1点目、「法の適用の範囲」でございます。現在の区の条例につきましては新宿区の実施機関全てが適用の範囲という形となっております。法改正後につきましては、地方公共団体の機関も法が直接適用される形になります。ただ、こちらについては、区議会は除くといった形となっております。

続きまして、2点目でございます。「個人情報の定義」でございます。現行の個人情報、区条例におきましては死者に関する情報も個人に関する情報と位置づけているところでございます。法改正後につきましては、死者に関する情報につきましては適用対象外という形で、生存する個人に関する情報、こちらのみが個人情報として位置づけられる形となります。

続きまして、恐れ入りますが2ページ目をご覧いただければと思います。3点目でございます。「行政機関等匿名加工情報制度の導入」でございます。区条例では現在規定がございませんが、法改正後につきましては、行政機関等匿名加工情報を作成、提供することができる規定

が設けられております。なお、こちらの規定につきましては、都道府県及び政令指定都市につきましては実施することになっておりますが、新宿区を含みますそれ以外の地方公共団体につきましては当面の間、任意という形となっております。

4点目でございます。「開示・訂正・利用停止請求」でございます。まず、手数料については現在の区条例は無料と規定されております。法では、地方公共団体の手数料は条例で定めなさいという形となっているところでございます。また、開示・訂正・利用停止請求の決定までの期限でございますが、現在の区条例では請求があった日の翌日から14日以内となっております。法改正後では、法では請求があった日から30日以内となっております。ただ、こちらの30日につきましては条例で30日より短い期間であれば、期間については条例で設けることができるという規定がございます。

続きまして、「個人情報の取扱い」でございます。個人情報の取扱いにつきましては大きく変化するようなどころはございませんが、現在の区条例ではまだ個人情報業務登録簿や個人情報ファイル簿の作成・閲覧規定がございますが、法改正後では個人情報ファイル簿の作成のみ、作成・公表規定がございます。こちらにつきましても、個人情報の取扱いにつきましてはこちらの条例で別途定めることができるというような形で認められているところでございます。

また、保管庫、コンピューターに関するセキュリティ対策、委託時の特記事項などの安全管理措置について、現在区のほうでは実施しております。法改正後につきましても、個人情報保護委員会が示す指針に基づく安全管理措置を徹底するといったところで規定されているところでございまして、具体的には①から③、区に保有個人情報の適切な管理のための委員会の設置、監督責任者の設置、また漏洩等の事故発生時の国の個人情報保護委員会への報告義務などが示されているところでございます。

恐れ入りますが、3ページ目をご覧くださいいただければと思います。続きまして、「個人情報保護委員会による監督・監視」でございます。現在の区条例では規定はございません。法改正後につきましては、国の個人情報保護委員会、先ほど一元的に監督監視するとお話しさせていただきましたが、そのような形となりまして、今後実地調査、指導・助言、勧告、また報告義務等が課せられるところでございます。また、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要があると認めるときは速やかに専門性を有する個人情報保護委員会に対し、必要な情報提供または技術的な助言を求めることができるという規定が設けられております。

続きまして、審議会への諮問でございます。こちらの審議会への諮問につきましては、別に資料を用意しておりますので、具体的にはそここでご説明をさせていただきます。

以上、法改正によりまして変更する点をまとめたところでございまして、法改正の概要でございます。

続きまして、この法改正に伴いまして区の対応をまとめたものが資料17-4以降でございますので、恐れ入りますが順にご説明させていただきます。まず、資料17-4をご覧ください。個人情報の関連規定を法改正後どのように変更させていくのかをまとめたものでございます。まず1点目、現在の区の個人情報保護条例でございます。こちらにつきましては、新たに法律のほうに直接適用されることとなりますので、条例は廃止したいと考えております。ただ、法律のほうに幾つかの項目を条例で定めるといった項目がございますので、新たに法律施行条例を制定したいと考えております。

2点目でございます。条例の解釈・運用基準でございます。こちらにつきましては条例を廃止することに伴いまして廃止というところを考えております。なお、国のほうで法律に関する内容につきましてはガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aなど詳細な運用基準が示されておりますので、今後はこの内容を解釈・運用基準としていきたいと考えております。

3点目、そのほかの条例以外の内容でございますが、審議会については後ほどご説明いたしますが、そのほか基本的には大きな改正は必要ないと考えているところでございます。現在個人情報保護に関しては、例えば委託のときのチェック体制、また個人情報の取扱いなど様々な要綱や運用基準等を設けておりますが、こちらについては基本的には今後も継続する形を考えておりまして、必要な改正、例えば条例第何条に基づく何とかといったものを新たな法律第何条に基づく何々といった形で必要最小限の改正で対応していきたいと考えているところでございます。ですので、基本的には条例から法律にするところは大きな変更となりますが、そのほかの規定については今言った形で必要最小限の改正で対応したいと考えております。

続きまして、資料17-5をお願いいたします。ただ、先ほども少し触れさせていただきましたが、当審議会につきまして役割が大きく変わるところもございまして、まず役割の変更と、また審議会の体制、こちらについても少し見直しを考えておりますので、資料17-5以降でご説明をさせていただきます。

まず、資料17-5でございます。審議会の役割でございます。現在の審議会の役割といたしまして、主な役割としましては上段でございますが、現在の個人情報保護条例の中で諮問・報告するといった形で規定されております本人外収集や目的外利用、外部提供、電算処理、外

部結合等の内容につきまして、諮問・報告を受けましてご審議をいただくといったところが主な役割となっているところでございます。

また、左側から3列目でございますが、法改正をいたしますと国のほうで個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならず、また審議会への諮問を行うことは改正法の趣旨に反するという形で示されているところでございます。また、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような規定を設けることはできないという形でも示されているところでございます。こういったところから、来年度以降につきましてはこちらの法令に基づく諮問はできないと考えているところでございます。ただ、こちらにつきまして、各案件のチェック機能も果たしていただいているところがございますので、このチェック機能につきましては別途、後ほど資料17-7でご説明させていただきたいと考えております。

また、個人情報の取扱いを確保するために何か助言を求めたい場合につきましては個人情報保護委員会に対して助言を求めるという形になっておりますので、今後必要があるという場合につきましては、個人情報保護委員会に対しまして助言を求めていきたいと考えております。

また、下の段でございますが、制度の事項につきまして、例えばこういった条例改正等の際に審議会でご意見を聞くことをしてきたところでございます。また、運用状況の報告もこちらの審議会ですべていただいていたところでございます。法改正後につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、下の段の右から2列目、審議会につきましては個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは諮問することができ、個人情報保護制度やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合ということで示されているところでございます。したがって、今後はこういった内容について諮問させていただくと考えておまして、例えば条例改正であったり、また運用状況の報告等については引き続き実施できればと考えているところでございます。

続きまして、資料17-6、資料17-7、こちらを見比べながらご覧いただければと思います。こちら先ほども少し触れさせていただきましたが、来年度以降、個人情報の取得、利用、外部提供、オンライン結合等につきましては審議会のほうでの諮問ができないという形になりますので、そのガバナンス体制につきまして、現行と今後といったところを少しまとめたものでございます。



まず、資料17-6、こちらが現在のガバナンス体制でございます。まず、左でございますが、各課のほうで事業計画を策定します。この事業計画の中で個人情報を取り扱うものなど、条例で諮問、報告事項に当たるものにつきましてはこちらの当審議会に付議をさせていただいているところでございます。この審議会の中で様々意見が出ましたら、そういった内容を踏まえて再点検をしていただき、事業を実施するところでございます。事業実施に当たっては、業務登録簿等の登録、また区民への閲覧、またセキュリティ対策、委託等における特記事項、また現地調査などなどチェック体制を築いているところでございます。

今後のガバナンス体制というところですが、資料17-7にまとめてございます。各課につきましては基本的にはやることは変えないというところで考えておまして、各課のほうで事業計画を策定していただくと。その中で個人情報を取り扱うといった内容につきましては、2つ目でございますが、国のほうが示す指針の中で、保有個人情報の適切な管理のための委員会を区に設置してくださいという指針がございますので、区ではこの委員会を設置させていただきますと、この中で個人情報の取扱い、またセキュリティへの対応といったところは1件1件チェックしていきたいと考えているところでございます。

また、この中で、当審議会でもお願いしておりますが、外部のセキュリティアドバイザー、こういった方々の意見も踏まえながら1件1件チェックをしていきたいと考えております。また、監査責任者の設置もございますので、こういったところも設けていきたいと思っております。

また、先ほどもちょっとお話ししましたが、何か個人情報で技術的な助言を求める場合については、上でございます個人情報保護委員会、こちらのほうに随時助言を求めていきたいと考えております。こういったところでチェックをさせていただきながら各所管のほうに修正が必要なものについては修正をしていただくと。その上で各課のほうで事業を実施していただくといったところを考えております。なお、各課では今と同様、業務登録簿、またセキュリティ対策、また委託のときの特記事項など、そういったものを適切に実施していただきまして、個人情報保護を図っていきたいと考えているところでございます。以上が来年度以降のガバナンス体制といったところで考えているところでございます。

続きまして、資料17-8をご覧くださいければと思います。審議会の体制でございます。審議会につきましては大きく役割が変わるといったところで、今後は個人情報保護制度やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議を行うといったところで示されておりますので、専門的な知見を有する者の意見も踏ま

えた審議が行えるような形で少し体制を見直していきたいと考えているところでございます。現行につきましては、学識経験者、区議会議員、区内各種団体の構成員、公募区民という形で、合計15人以内で構成していたものを、来年度以降につきましては、学識経験者に加えまして新たに情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者を2名入れたいと考えております。また、公募区民の方も引き続き委員に入っていただきまして、合計7名以内という形で少し体制を見直させていただければと考えているところでございます。

続きまして、資料17-9をご覧ください。資料17-9をご覧ください。「法施行条例で定める必要がある事項」、こちらにつきましては資料17-10でまとめておりますので、1点ご説明をさせていただきます。まず、開示請求に係る手数料、こちらにつきましては条例で定めなさいと規定されております。現行の規定につきましては無料となっております。法改正後につきましても条例で無料という形で定めたいと考えているところでございます。

2点目、行政機関等匿名加工情報に関する手数料でございます。こちらにつきましても、実施する場合は条例で定める必要がございますが、当分、区としては令和5年4月から実施するとは考えておりませんので、今回の施行条例では規定するといったところは考えていないところでございます。

恐れ入りますが、2ページ目をご覧ください。資料17-9をご覧ください。「条例要配慮個人情報」でございます。現在の区の条例におきましても第6条で要配慮個人情報という形で、思想、信条、宗教、社会的差別、犯罪に関する事項などを定めているところでございます。法改正後の個人情報保護法につきましても、(1)から(7)に記載のとおり、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪等々について規定されているところでございます。これに加えまして、地域の事情に応じまして法以外の要配慮個人情報を条例で定めることができるという規定が設けられているところでございます。区といたしましては、現行の区条例で定められている内容、こちらの内容は全て個人情報保護法のほうに定められているといったところもございまして、こちらについては別途条例で定めるといったところは考えていないところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。資料17-9をご覧ください。不開示情報と情報公開条例との整合でございます。こちらにつきましては、個人情報保護法で不開示情報、第1号から第7号まで規定されてございます。一方で、各自治体で情報公開条例がございまして、それぞれの情報公開条例でもそれぞれ不開示情報が規定されているところでございます。この内容の不開示情報、情報公開条例と個人情報保護法でこちらの内容に齟齬が生じる場合、仮に自己情報開示をした場合に例えば黒塗りになっても情報公開条例では公開になってしまうというような、

そういった不整合が生じてしまうところがございますので、そのような場合については、施行条例の中で整合を図ることができるといった規定が設けられているところがございます。こちらにつきましても、現在の条例と法改正後の内容を見比べてみますと、区のほうでは一致するところがございますので、こちらについても法施行条例で定めることは考えていないところがございます。

続きまして、5点目でございます。開示請求、訂正請求、利用停止請求の決定までの期限でございます。現在の区条例では請求があった日の翌日から14日以内と定められております。個人情報保護法では、請求があった日から30日以内と定められてございます。ただ、30日を短くするといったところは条例で定めることは認められております。こちらにつきましては、現在の開示の期間と同様の期間を確保するといったところから、少し法の文言に合わせたいと思っておりますが、請求があった日から15日以内という形で、現在の日程と同様となるように条例で規定したいと考えているところがございます。

続きまして、個人情報の取扱いに関する業務登録簿等でございます。現在の条例等では、個人情報の取扱いにつきましては個人情報業務登録簿や個人情報ファイル簿の作成をいたしまして、区民に閲覧しているところがございます。新たな個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の作成・公表のみが規定されてございまして、こういった取扱いについても条例で規定することが認められてございますので、現在の登録簿等を維持するという観点から、業務登録簿などの作成につきましても規定を設けたいと考えているところがございます。

7点目でございます。審議会でございますが、こちらにつきましては、条例で定めることにより審議会を設置することができるといった規定がございますので、先ほどご説明したとおり、少し役割、また構成員を変更したいと考えておりますが、施行条例のほうに審議会を設けるといった規定を設けさせていただきまして、引き続き審議会を設置する方向で進めたいと考えているところがございます。

恐れ入りますが、資料17-10をご覧くださいと思います。こういった内容をまとめた施行条例の骨子(案)が資料17-10でございます。こちらの3番から6番につきましてはこれまで説明した内容を少しまとめた内容でございますので、こちらについて説明は割愛させていただければと考えております。

恐れ入りますが、最初の説明の資料、審議会諮問・報告事項、右上に資料17と書いてあるこちらの資料にお戻りいただければと思います。恐れ入りますが、この資料の3ページ目をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。今後の法改正の対応の進め方をまとめてご

ございます。まず、3番のパブリック・コメントでございます。法施行条例の制定等に関するパブリック・コメントを実施したいと考えております。実施期間につきましては12月5日から来年の1月5日まで。こちらの周知につきましては広報新宿、ホームページ等で周知して意見を募集したいと考えてございます。閲覧・配布場所、意見提出方法については記載のとおりでございます。

今後の主なスケジュールを最後にご説明いたします。当審議会にご説明させていただいた後、今ご説明いたしましたとおりパブリック・コメントを実施したいと考えております。その後、来年の1月19日に審議会が予定されておりますので、そこでパブリック・コメントの実施結果の報告をさせていただきたいと考えております。こちらの審議会の意見等も踏まえまして、記載しておりませんが、この後、議会のほうに条例審議等をお願いさせていただきまして、4月1日の法施行条例の施行に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。すみませんが、ご審議をよろしく願いいたします。

【会長】資料が多いのですが、一応今日終わらないと今のスケジュール日程に合わないの、恐縮ですが、今手元にある資料を1つずつ上からやります。すみませんけれどもご協力いただいて、できればお一人1問ぐらいにさせていただいて、1資料につき2人か3人ぐらいで進めていきたい。どうしても問題だということであれば、その資料をもう一度やり直します。なるべくさっと皆さんが全体を理解できるように進めていきたいと思っておりますので、ご協力願います。

それでは、まず内容はどうか言わないで、資料17、この2枚のペーパーについて、ご意見はちょっと待っていただいて、分からないところだけ何かご質問があればお聞きくださいということで、どうでしょうか。これは後の資料に出てくるから、ここで質問しないでも後で質問できると思えますけれども、もしなければちょっとパスします。さっき申し上げましたようにもう終わりではないですから、後でまた気づかれたら言っていただければ。

それでは、資料17-1、「法改正の概要及び内容等（趣旨及び適用関係）」ということで、何かこれを聞かないと分からないというご質問があればどうぞ。よろしいですか。

それでは、資料17-2、「法改正の概要及び内容等（法改正の要点）」というものはどうですか。一応パスしますか。よろしいですか。

その次が「法改正の概要及び内容等」と書いてありまして、資料17-3というのですけれども、1枚目、左側に項目ナンバーが打ってありますから、1、2、どうですか。いいですか。

では2枚目、項目の3、4、5、どうですか。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。項目3の行政機関等匿名加工情報制度の導入というところが、これまで規定がないということが変わるということなのですから、この行政機関等匿名加工情報制度というものがちょっとよく分からないので、少し教えていただければと思います。

【会 長】それと併せて、その枠の3行目、※印がついているところ、提案募集というのがちょっと分かりにくいから、2つ分かるように説明してください。

【区政情報課長】行政機関等匿名加工情報というのは、イメージ的にいいますと、区のほうで様々な個人情報を有しておりまして、例えば何歳の方がこういった医療を受けているとか介護を受けているとか、そういった情報を区のほうで色々持っています。そういった情報を個人情報だけ伏せてある程度一覧的にして提供すると。要は個人情報だけ伏せてある程度一覧的にまとめた情報が行政機関等匿名加工情報というものでございます。こちらの情報につきまして、国のほうではこういった情報を民間事業者などにいろいろ活用していただくことで、いろいろな経済の発展に役立てたいといったところが、今回の法改正の1つの趣旨としてございます。したがって、こういったある程度個人情報を伏せた情報というものを地方公共団体のほうである程度提供できそうな情報については提案募集をしてくださいという形で今回法の中で規定されているところでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】提案募集というのは何ですか。

【区政情報課長】失礼いたしました。民間事業者のほうに区のほうで今言った情報を準備できますので、もしこういった情報を欲しい事業者がいたら手を挙げてくださいと、そういったものが提案募集でございます。

【会 長】ほかにもございますか。資料17-3の4、5、6。よろしいですか。

その次のページ、6、7です。あざみ委員。

【あざみ委員】7番のところですが、この審議会等への諮問については、これまでは目的外利用、外部結合等を諮問していたけれども、それを今度には行ってはならないと、法の趣旨に反するというので、大変強い法律改正だなということがここで分かるのですけれども、絶対にやってはならないという禁止事項というぐらい強いものなのか、もしやってしまったとい

うか、やる場合何かペナルティがつくような、そういうようなものになるのか教えてください。

【区政情報課長】こちらにつきましては、国の示しておりますガイドラインや事務対応ガイドにこういった形で文言として示されておりますので、当然これは法の解釈から実施してはいけない事項であると認識しております。仮にこういったものを審議会に諮問するという形で運用した場合につきましては、こちらの国の個人情報保護委員会のほうから当然指導を受けるといったところが想定されるところでございます。

【会 長】これは私の個人的意見ですが、審議するのに今ここでやっていることは何かというと、事前の諮問です。諮問というのは諮問をして答申を受けて決定ですよね。ということで、事前ですよね、諮問というのは必ず。それから、ここでは事前報告というのをやっているのです。事前報告と事後報告とがあって、この3種類が本審議会にかかっていると理解していただくと、今までの諮問は駄目ですね。事前報告は、これを義務づけたらやはり法律違反かなという私の個人的見解です。だから、事後報告というのはいいのだと、事後報告はむしろやってもらって、区民の意見で行政をコントロールしたほうがいいのではないかというのが私の意見です。私の意見は後にしても、今言いたかったのは、ここでは3つ審議している。諮問事項と事前報告と事後報告、諮問は絶対駄目。法律で駄目。事前報告はちょっとグレーゾーンだけれどもあまりよろしくないかなと。事後報告はいいのだということで、今後の審議会の最後に出てくる機能とか制度について参考にしていただければと。事務局どうですか。今の説で間違っていないでしょう。

【区政情報課長】今、会長がおっしゃっていただいたとおりで、事前の報告についてもやはり諮問に類するという形で、それは法の趣旨に反するという形で国からは示されておりますので、事前報告も難しいかなと考えております。事後報告については、要は義務として定めるようなところを規定してはならないというところですので、事後の報告、こういったことをやったというところについては可能かなと考えております。

【会 長】すみません、先へ進まないといけないので、今の程度でいいですか、あざみ委員。

【あざみ委員】はい。ここでは。

【会 長】ほかに7番、なければこれは終わりますけれども。

資料17-4、「現行の個人情報保護関連規定について」というのがありまして、これは1枚ですけれども、1、2、3ありますが、何かご質問ございますか。ないようでしたらちょっとパスします。

次が資料17-5、これは「個人情報保護審議会への諮問事項及び審議会の役割等について」、これが1つさっき言っていたところの問題でけれども、何かご質問かご意見ございますか。あざみ委員、どうぞ。

【あざみ委員】諮問等にかける項目として①から⑩まで左側に並んでおりますけれども、これが全部なくなることになるのだと思いますけど、⑩については子どもたちと警察との関係で、非常にこれが運用される前にはいろいろな議論があって、最終的には個人情報保護審議会にかけることで透明性を担保しようという部分があった非常に大事な項目だと思うのですが、ここについてもまさに新宿区独自のものだとは思いますが、これもなくされてしまうのか、これが今後どういう取扱いになるのか教えてください。

【区政情報課長】こちらの10番の協定制度の内容につきましても、基本的には本人外収集や外部提供といった位置づけで、これまで当審議会のほうでご審議いただいたところでございますので、こういったところについても基本的にはできないかなと考えているところでございます。ただ、先ほど会長からもお話あったとおり、こういったところについても事後的に報告するといったところについては、しっかりと継続してまいりたいと考えているところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問ございませんでしょうか。いいですか。

それでは次に進みます。資料17-6、これは「ガバナンス体制の現行」と書いてありますが、何かご質問ありますか。

ないようでしたら、資料17-7「ガバナンス体制（法施行後）」というペーパーですが、ご質問ありますか。あざみ委員。

【あざみ委員】個人情報保護審議会の役割がこのように変えられるというのでしょうか、私は後退すると思うわけですが、それに代わるチェック機能をどうするかというところで、左から2番目の赤字がいっぱいあるところ、この管理体制をつくるということになっているようですけど、ここは実際管理者とか担当者とかありますが、これはどういう人になるのか。保有個人情報の適切な管理のための委員会の設置と、この委員会はどのような人たちがメンバーになる委員会になるのか。あと監査責任者というのが設置できるとありますけれども、これはどういう人になるのかというのを教えてください。

【区政情報課長】国が示した指針を書かせていただいておりますが、指針の中で、2つ、3つのポチの部分についての設置が示されています。指針では、それぞれの責任者につきましては行政、区の職員、区でいいますと区の担当者などが想定されると示されておりますので、現在区のほうで予定しているのは、総括保護管理者については副区長、保護管理者につきましては各課長、保護担当者については各係長級を予定しております。また、保有個人情報の適切な管理のための委員会というところにつきましては各部長級を想定しております。ただ各案件のチェックを全部の部長を呼んで実施するのは難しいので、それぞれの案件につきましては区政情報課や情報システム課などの部署が集まって1件1件チェックをしていきたいと思っております。ただ、やはり内部の目だけだといったところもございますので、その中で非常に重要であるセキュリティにつきましては、外部の方の目も入れるという形で外部の情報セキュリティアドバイザー、こちらの方々の意見を踏まえながら1件1件審査をしていきたいと考えております。また、監査責任者についても区政情報課等を所管しております総合政策部長、こちらを想定してございます。

【会 長】この中にある2番目のポチというのかな、そこに委員会の設置と書いてある。これは法律が認めている委員会の設置ですよ。それは個人情報保護審議会、これはそれに当たるのではないですか。

【区政情報課長】この委員会の設置につきましては、審議会という形、外部の方が入ってやるという委員会ではなくて、あくまでも行政機関の中のところで構成いたします。ですので、基本的には区の機関として区の担当者等を構成員とする委員会という形で示されておりますので、審議会とはまた別という形で示されてございます。

【会 長】そうすると、この委員会は法律的に根拠はありますか。今の審議会、私は法律が認めている委員会に入るのだと思っているのですけれども。ご説明ください。

【区政情報課長】個人情報保護法の第66条に安全管理措置、こちらを講ずることと規定されてございまして、その安全管理措置の具体的な内容といたしまして国のほうで指針が示されてございまして、この中で管理体制としてこのような委員会を設置することが示されておりますので、この法66条に基づく安全管理措置、そういったものの一環としてこの委員会を設置するということでございます。

【会 長】この委員会というのは審議会も入るのですか。

【区政情報課長】審議会はそこには入らないところでございます。

【会 長】入らないのですね。



【区政情報課長】審議会は第129条のほうで規定されておりますので、この第66条とは別でございます。

【会 長】この審議会は第129条で法的根拠があるということですか。

【区政情報課長】はい。第129条で、条例で定めるところによりといった形で根拠が規定されておるところでございます。

【会 長】だから、これは勝手に区がつくっているのではなくて、法律に基づいて区がそれを採用してつくった委員会に代わるわけですよね。

【区政情報課長】そのとおりでございます。

【会 長】いいですね。分かりました。すみません、あざみ委員どうぞ。

【あざみ委員】要するにこの審議会がやってきたチェック機能がなくなって、その代わり安全管理の下での云々という体制をつくるというところで、結局内部ですよね。内部の職員がつくったものを内部の管理職がチェックをするというだけのことであって、第三の目、専門的な目が入るわけではなく、セキュリティの部分は入りますけれども、それ以外のことは内部で終わってしまうというところは、私は問題だなと思いますし、少なくとも内部の体制であっても公開はあっていいと思うのですけれども、この会議が公開されるものなのか、傍聴できるのか、会議録はつくられるのか、その辺はいかがですか。

【会 長】あざみ委員、これで勘弁してくれますか。

【あざみ委員】ここままで私はいいです。

【会 長】これだけ答えていただいて。決まっていないことは無理して答えなくてもよいです。

【区政情報課長】こちらの委員会で審議した内容については、先ほど会長からもお話しいただきましたが、事後的にという形になりますが、当審議会のほうでも内容についてはご報告していきたいと考えているところでございますし、また議会等でもそういったところは報告していくことは検討していきたいと考えているところでございます。また、この審議会は公開しておりますので、そういったところで区民の方々にも知っていただきながら、そういうのはしていきたいと考えているところでございます。

【会 長】法改正後の審議会において事後的に報告をしてもらえるのはよいかと思います。私個人的な意見ですが。

先に進みます。資料17-8、「審議会の体制」、委員の数が、構成が変わります。何かご質問、ご意見はありますか。木もと委員。

【木もと委員】新規となります情報セキュリティ等の専門知識を有する者というのは、前の資料17-7にあった情報セキュリティアドバイザー等と同一なものなのか、そうではないのか。あと、どういう方がなるのかというのを教えてください。

【区政情報課長】今ちょっと同じ人にするのか別の人にするかまでまだ具体的に決定しているわけではございませんが、情報セキュリティといいましても非常に広いところもございますので、あえて2名にしたというのはセキュリティに関する例えば制度であるとか、そういったところに詳しい方、またやはり実務も日々変わっておりますので、そういった実務に携わっているような方、こういった方も必要かなというところもございまして、2名体制としていきたいと考えているところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

それでは、これは以上で。

資料17-9、条例で定める必要がある事項、これは全体的なことなのですが、何かご質問ありますか。1枚目の項目1、2はいかがですか。

2枚目の3、要配慮個人情報。

3枚目、項目4、5、6、ご質問ないですか。

最後は資料17-10、法律施行条例の骨子（案）、これはまとめみたいな。一応一通り質問はお受けしたということで、一通り基本的な質問はお受けして何となく分かったという程度で、さて、皆さんご質問とご意見があれば、ここから普通の議題と同じように扱います。ご質問、ご意見あれば、全体についてどうぞご発言を。これは今日了承まで行かないといけないのかな。お聞きしてというだけで、委員が発言する機会は今日しかない、年内もう一回ありますか。予定されていないですよ。

【区政情報課長】ちょっと今後の手続の進め方等もあるので、できれば本日いただければありがたいなど。

【会 長】ちょっと時間を10分ぐらい延長してでも今日皆さんからご意見をお聞きしたほうがいいようだし、このためにまた1回集まるのもどうか。ご意見があれば書面で出すなり何か方法はありますので、取りあえず10分ぐらいの延長を覚悟してご質問、ご意見お受けします。なるべく今日中に言いたいことがあれば言っていただいて。いかがですか。どうぞ、木もと委員。

【木もと委員】今回のこの制定等については国のほうの法律等々にのっとるという形ですので、様々な例えばデジタル化等々の施策を進める上で必要な措置なのではないかなと私は思っ

ております。会長のほうからいわゆる事後報告等々のお話がありました。そういうところでいろいろな意見等々も申し上げて改善にもつながることもあると思いますし、そういうことも保障されているというか、そういう形だと思いますので、私としてはこのような形で進めることでよいのではないかと思います。意見です。

【会 長】今の意見に関連しているのですが、事後報告というのが今まで年1回運用状況というので文書のファイルにとじた2センチぐらいのやつを皆さんもらっています。例えば年2回とか3回事後報告をしてもらう考えもあります。あれほど完全なものにしたものでなくてもいいけれども、それはそちらの準備する都合もあるでしょうし。さっきあざみ委員がおっしゃったように、外部の目から見た問題意識がこの審議会の特徴、いいところなので、やはりそういう意味でいえばこの審議会へ事後報告をしてもらって、区民の意見を参考にしてもらえればいいかなというのが私の意見です。

ほかにご質問、ご意見ありましたらどうぞ。どんどん言っていただいたほうがいいです。あざみ委員。

【あざみ委員】質疑のところでも言いましたように、大変問題のある内容だと思います。今、会長がおっしゃったように、やはりチェック機能というところがこの審議会から実質失われるのはもう見たとおりでと思いますので、できる限り、それでも今、会長は事後報告ということでおっしゃいましたけれども、事後でもチェックできるということは当然ですけど残していただきたいと思います。最終的には議会へかけられる問題でもありますので、報告を受けたということで終了ということで、私は、今日はそういうつもりでおります。

【会 長】これ条例案なのだから、ここでいいとか悪いとかということではなくて、議員さんがそれは決めることなので、ここでは意見を出していただければ。事務局、それでいいでしょう。

【区政情報課長】はい。それで大丈夫です。

【会 長】そのつもりでご意見どうぞ。質問もどうぞ。遠慮なく。すみません、限度10分で終わりますから。もうちょっと意見ぐらい。ぜひ忌憚のないご発言を。松井委員。

【松井委員】匿名加工情報の提案を当面は募集しないということなのですが、その理由が他の自治体の動向調査ですとか、制度設計のまだ検討が必要ということなのですが、これはもし募集してその後、業者さんにデータを提供するとなったら、当然区に収入が入ってくる、データを売り渡すようなスキームなのでしょうか。

【区政情報課長】区としても、やはりデータつくるのに手間がかかるので、そういった意味で適切にその分の手数料というところは条例でも認められておりますし、そういったところの手数料は設定することになります。ただ区が儲けようという心で手数料を設定するわけではなくて、当然区としてもデータをつくるのに当然人件費とかもかかりますし、そういったところで必要な手数料というところは設定していかなくてはいけないかなと思っております。ですので、区として収益を上げるとか、そういった目的で実施するというところは考えていないところでございます。

【会 長】この情報提供の方法は区で整理したものそのものなのですか。それとも申請者、希望者がこういう整理して提供してくださいということと言えるのですか。

【区政情報課長】いろいろ国のほうの指針とかを見ていますと、こういったものを加工する専門の事業者、当然その事業者についても指針でしっかり基準がありまして、それを認められた事業者ではないとできないのですが、そういった事業者に委託して加工してつくるというのが実際つくるときの現実的な方法かなと。なかなかやはり区のほうで、生身でつくるというのは非常に難しいですので、そういった形で作成することになるかなと思っております。

【会 長】先ほども私申し上げたように、区の必要性に応じてデータを整理するのはいいのですけれども、希望者がこういう項目に整理してこういうデータにしてくださいというのは言えるのですか。

【区政情報課長】当然、事業者から提案をいただく際にそういった希望は言うことができるのですけれども、では実際その項目で渡すかどうかというのは最後区のほうで審査をして、最終的に決定をしてお渡しするという形になります。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんか。津吹委員。

【津吹委員】ご質問なのですけれども、新体制について、法改正後、学識経験者3名以内、セキュリティの専門家が2名以内、区内在住の公募委員2名以内、この辺の決定スキームというのか、公開されるということなののでしょうか。特にセキュリティのところというのは、今までセキュリティアドバイザーの意見を毎回いただいているのですけれども、どこのどなたがそれを出しているのかというのは我々1回も聞いたことがない状況だったので、そういうことも透明性が出てくるのか、その辺教えていただければ助かります。

【区政情報課長】審議会の委員の方については、実は皆さんも今そうさせていただいているのですが、どういった方が審議のメンバーかというのは公表させていただいておりますので、こ

ちらの審議会の委員になることによって、こういった名前の方に審議していただいていますというところは公開させていただくことになります。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】すみません、いや、お決めになる前の段階で、どこでどういう形で発表していただけるのか、決まってからだったら当然区報だとか何らか公示されると思うのですけれども、決まる過程だとかということは何か我々知る方法があるのでしょうか。

【区政情報課長】基本的にどの審議会でもそうだと思うのですけれども、こういう専門性を持った方というところは当然基準として設けるのですけれども、では誰かということについてはやはり決まってから基本的には公開するという形になります。ですので当審議会についても、学識の方、専門的な方、公募という形で基準を設けさせていただいた上で、名前が決まったらその段階で公表するという形になります。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございませんか。大分お待ちしましたけれども、もういいですか。

それでは、先ほど委員から意見が出ましたように、議会で今回の条例の審査もありますので、審議会に報告、説明を受けましたという了承ということで終了したいと思います。

それでは、これもちまして本日の議題は全て終了いたしましたけれども、何か事務局のほうから連絡事項はありますか。

【事務局】本日はどうもありがとうございました。次回の審議会につきましては11月17日の午後2時から、場所については6階の第二委員会室のほうで予定してございますので、よろしく願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

【会 長】委員の方から何かご発言ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上もちまして第5回の審議会を閉会いたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後4時08分閉会